

第3 消防通知書

建基法第93条第4項の規定に基づく通知書（計画通知書を除く。）（以下、「消防通知書」という。）は、次により取り扱うものとする。

1 消防通知書の受領等

（1）受領場所

「第1 確認申請書等」. 1（1）に規定する場所とする。

（2）受領方法

「第1 確認申請書等」. 1（2）に規定する方法とする。

（3）受領時間

「第1 確認申請書等」. 1（3）に規定する時間とする。

（4）必要図書

住宅については、消防通知される住宅の所在、建築主等が記載されたもの及び建基則の別記第3号様式に準ずる建築計画概要書等、建築設備については、消防通知される建築設備の所在、建築主等が記載されたもの

（5）受付方法

同意規程第9条に基づき、消防通知書に建築確認申請書等受付印を押印し、日付及び受付番号を記載するものとする。

2 電子申請

電子申請により受付する場合については、「第4 電子申請」に留意すること。